

函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱

令和4年4月

函 館 市

目 次

1	函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱	1 P
	第1章 総則	
	第1条 目的	
	第2条 定義	
	第3条 市の責務	
	第4条 廃棄物処理施設設置者および処分事業者の責務	
	第5条 立地基準等の遵守	
	第2章 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議	
	第6条 事前協議	
	第7条 事前協議書の提出および住民周知	
	第8条 事前協議通知書	
	第3章 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査	
	第9条 事前審査申請	
	第10条 事前審査	
	第11条 地域関係者等に対する説明	
	第12条 地域関係者等の同意	
	第13条 環境保全に関する協定の締結	
	第13条の2 適用除外	
	第13条の3 一部適用除外	
	第4章 廃棄物処理施設の設置等に関する許可申請および検査等	
	第14条 廃棄物処理施設の設置等の許可申請等	
	第15条 縦覧等の手続き	
	第15条の2 関係市町への通知および意見聴取	
	第16条 意見書の提出	
	第17条 廃棄物処理施設の設置等の着手	
	第18条 廃棄物処理施設の設置等の検査	
	第19条 業の許可申請等	
	第5章 廃棄物処理施設の維持管理等	
	第20条 使用開始	
	第21条 廃止，休止または再開の届出等	
	第6章 雑則	
	第22条 事前協議等の有効期限	
	附 則	
	別記様式	1 8 P
2	廃棄物処理施設の立地に関する基準	3 1 P
3	廃棄物処理施設の敷地の造成等に関する基準	3 5 P
4	廃棄物処理施設の構造等に関する基準	3 9 P